

文化政策部会における 文化芸術推進基本計画の策定 に向けた検討について

平成29年8月

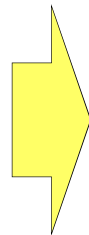
「文化芸術推進基本計画」の策定に向けた検討について

大臣からの諮問事項

(1) 文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方について

(2) 新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進について

(3) 2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出について



文化政策部会における具体的な検討事項

(1) 今後の文化芸術政策の目指すべき姿について
－基本理念、意義、基本的視点、取り組むべき課題等を含む

(2) 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性について
－2020年及び2020年以降のレガシー創出を含む

(3) 今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策について

(4) 文化芸術推進のための効果的な政策の立案、実施、評価・検証、新たな政策への反映というサイクルを確立する観点から、基本計画の進捗状況を適切に確認するための望ましい文化芸術政策の評価・検証改善の方策について
－進捗状況を適切に確認するための具体的な目標及び指標を含む
－客観的な根拠に基づく適切な目標及び指標の設定に必要な文化芸術政策に係る調査研究等を含む



諮問の背景

◆新しい文化芸術基本法の成立

- ・関連施策を法律の範囲にすること
- ・文化芸術により生み出される新たな公共的・社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

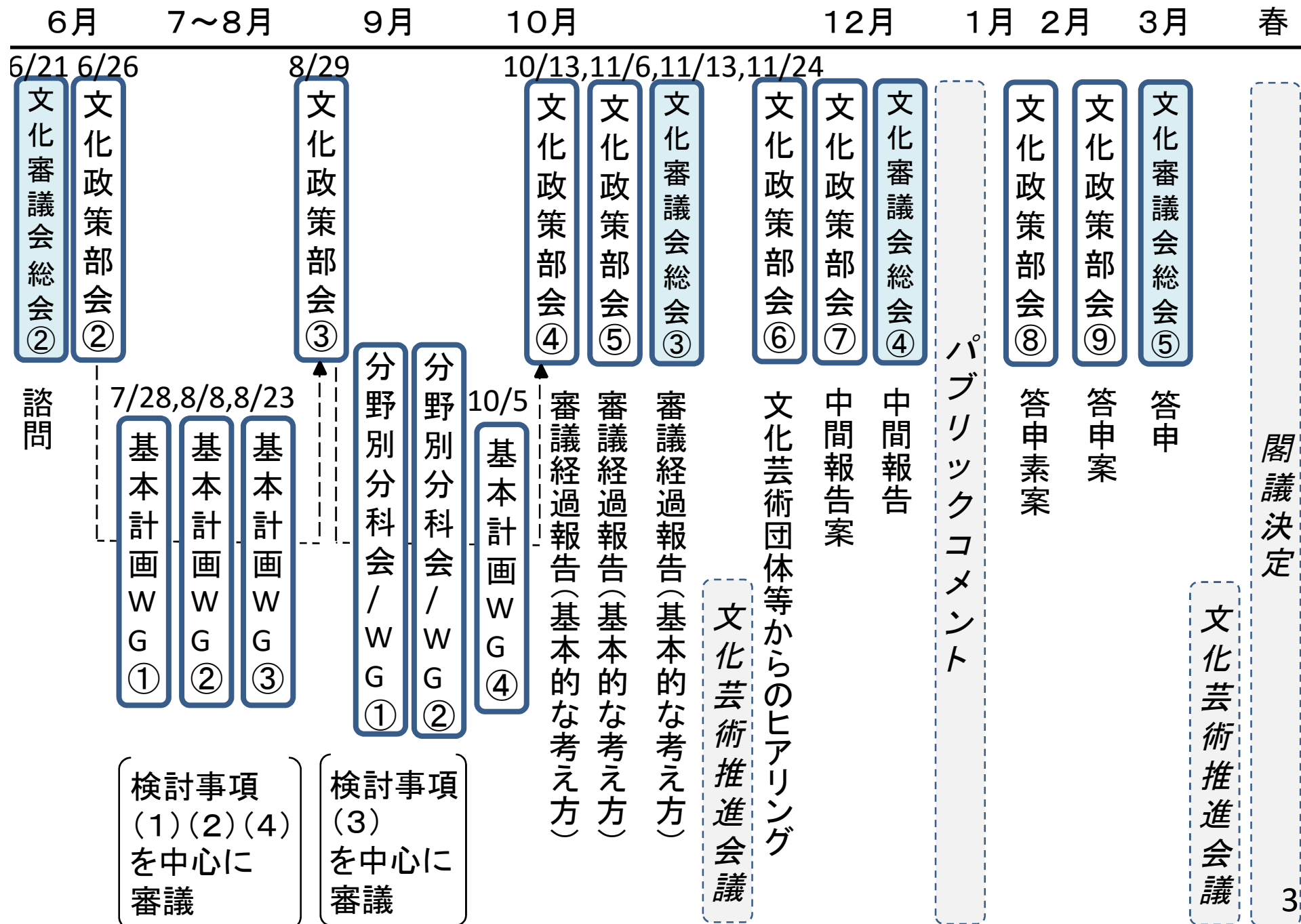
◆2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- ・我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機
- ・2020年及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題であること

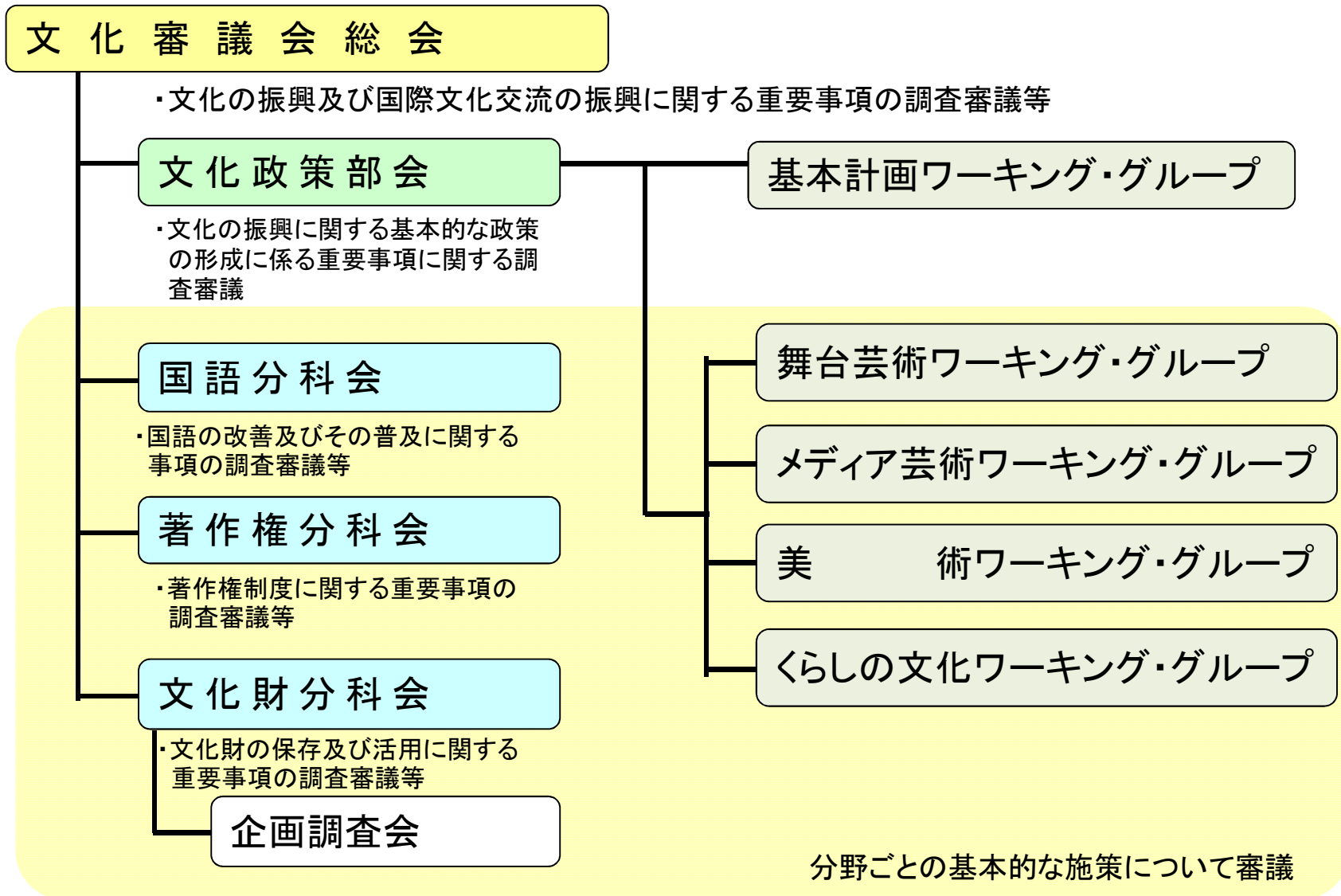
◆少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化

- ・文化芸術それ自体の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な施策の展開が求められていること等

検討のスケジュール（案）



「文化芸術推進基本計画」に係る文化審議会における検討体制（案）

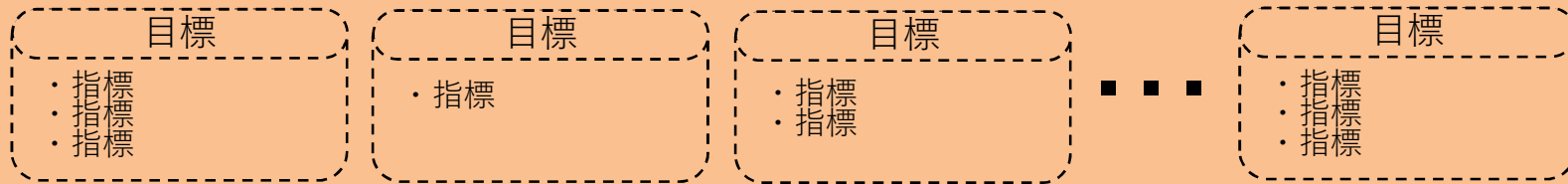


基本計画の在り方について（検討土台）

今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期的視点）

※基本理念・意義等を含む

今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性

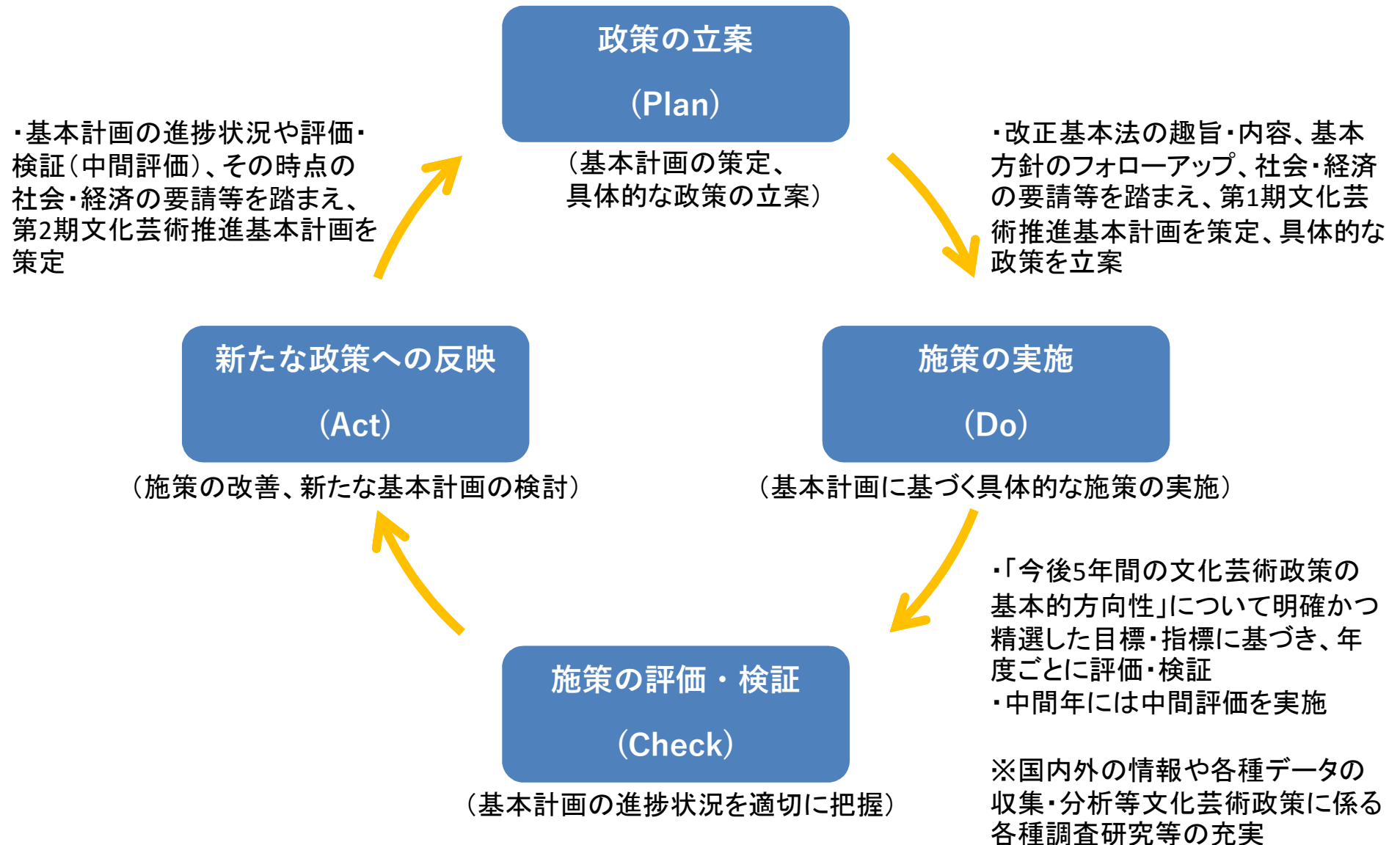


精選した目標・指標
に基づく評価・検証

基本的な施策群

文化芸術政策に係る
各種調査研究の充実

文化芸術推進基本計画に係る評価・検証サイクルの確立



(参考1) これまでの基本方針の構成

第3次基本方針(抜粋)

(平成23年2月8日閣議決定)

(期間:平成23年度～27年度)

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義
2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

(1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

(2)基本的視点

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略
2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項
 - (1)横断的かつ総合的な施策の実施
 - (2)計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

第4次基本方針(抜粋)

(平成27年5月22日閣議決定)

(期間:平成27年度～32年度)

前文

我が国が目指す「文化芸術立国の姿」

第1 社会を挙げての文化芸術振興

1. 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応
2. 文化芸術振興の基本理念等
 - (1)文化芸術振興の基本理念
 - (2)文化芸術振興の意義
 - (3)基本的視点
 - (4)成果目標と成果指標

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 五つの重点戦略

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

(参考2) 他の基本計画の構成例

「教育振興基本計画」(抜粋)
(平成25年6月14日閣議決定)
(期間:平成25年度～29年度)

第1部 我が国における今後の教育の全体像

- I 教育をめぐる社会の現状と課題
- II 我が国の教育の現状と課題
- III 四つの基本的方向性
- IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策
～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

- I 四つの基本的方向性に基づく方策
- II 四つの基本的方向性を支える環境整備
- III 東日本大震災からの復旧・復興支援

第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- I 的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映
- II 進捗状況の点検及び計画の見直し

「スポーツ基本計画」(抜粋)
(平成29年3月24日文部科学省)
(期間:平成29年度～33年度)

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

- 1 スポーツ庁の創設と第2期スポーツ基本計画
- 2 第2期スポーツ基本計画の概要
- 3 第2期スポーツ基本計画が目指すもの

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

- 1 スポーツで「人生」が変わる！
- 2 スポーツで「社会」を変える！
- 3 スポーツで「世界」とつながる！
- 4 スポーツで「未来」を創る！

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

－4つの政策目標、20の施策目標を含む

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- 1 計画の広報活動の推進
- 2 計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用
- 3 計画の進捗状況の定期的な検証